



わたしたちの日本一美しい村

2014

広報

しらかわ

1月号
No.510

謹賀新年

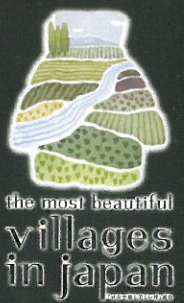
県指定無形民俗文化財である「白川村の春駒踊り」は、白川郷春駒保存会によって保存継承されています。舞子や七福神の姿に変装して舞う演目は「春駒・七福神の枕踊り・俵ころがし」などの5種目。囃子手の軽快な唄にあわせて披露されるおめでたい踊りは、正月をはじめ様々な祝い事にも演じられ、この日は「白川郷踊り街道フェスティバル」で披露されました！



恵比寿様と大黒様のめでたい鯛釣り！
「白川郷春駒保存会」

CONTENTS

- 新年のごあいさつ 2
- 議会だより 4
- 地域おこし協力隊をご紹介します 7
- 応援ください！ふるさと寄付金 11



the most beautiful
villages
in japan



新年のごあいさつ

白川村長 成原 茂

明けましておめでとございます。
村民の皆様には、輝かしい平成26年の
新春をご家族おそろいで迎えのことと、
心からお慶び申し上げます。平素は、村
行政の各分野にわたり格別のご理解とご
協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は安倍政権による経済政策
の効果もあって国内の経済情勢も良く、
景気も上向いてきております。しかし、
私たちの生活や地方においては、まだま
だそれを実感できないのが現状でありま
す。こうした中で、4月からの消費税率
の引上げや高速道路の休日割引の縮小、
ガソリンの高止まり等が相まってマイカ
ーやバスに依存している遠隔地の村にと
っては観光業への影響が懸念されるとこ
ろです。一方、明るい話題としては、皆
様ご承知のように来年3月には北陸新幹
線が金沢まで開業します。関東圏からの
新たな交流人口の大幅な増加が期待され
ます。また、これに合わせて岐阜、石川
両県では白山スノーパーク林道の料金の値下
げが具体化されてきています。これによ
り利用台数が増加し沿線地域の活性化に
繋がるものと信じています。現在、飛騨
地域の関係自治体、商工、観光関連団体
は無論のこと県域を越えての連携強化を
図りながら、北陸方面からの観光客誘導

策について様々な方面から取り組みをして
おります。また、昨年11月には飛騨地域
3市1村の首長による「韓国へのトップ
セールス」を実施し、大韓航空と観光公社、
各エージェンツへのPRを行いました。
各所において私自身が改めて「世界遺産
白川郷」の知名度の高さを実感させられ
ました。今後も国の政策等により外国人
観光客は益々増加してくるものと予想さ
れます。しかし、村の観光業の現状は短
時間・通過型観光が大半を占め、団体の
国内旅行者は減少し観光消費額も減少傾
向にあります。今、求められているのは
観光客数を維持する施策ではなく、関連
産業を含めた観光産業をいかにして成熟
させ村全体の経済の活性化へ繋げていく
ことを最重要課題として捉えています。

よって、企業誘致による六次産業化と白
川郷ブランドづくり、産業の構造改革に
向けて引き続き全力で取り組む所存でありま
す。特にホテル誘致に関しては反対の声
もありますが、昨年の12月定例会におい
ては議会から「企業誘致施策の促進を求
める決議」がされました。これからも村
民皆様の色々なご意見を聞かせて頂き、
行政・議会が両輪となってスピード感を
持って慎重に進めてまいります。

新年度も「白川村第6次総合計画」の

実施計画に基づき、私の掲げたマニフェ
スト「いつまでも住み続けたい村へ」を
示し、「仕事があり」・「子供が増え」・「誰
もが元気で過ごせる」の3つの柱の実現
を目指して、国・県の補助や制度を上手
く活用しながら健全財政を維持しつつツ
フト、ハードを問わず様々な具体的施策
を講じるための積極的な予算を組ませて
頂きます。

終わりになりますが、今年8月3日に
は第63回「消防感謝祭・岐阜県消防操法
大会」が当村で開催されます。村も当大
会の成功に向けて消防グラウンドの整備
や実行委員会を設立し準備に入っており
ます。地元開催ということもあり消防団
員皆様には、既に昨年7月から定期的に
訓練を積み重ねられています。ご尽力頂
いております団員皆様に敬意を表すると
共に優秀な成績を収められるようご祈念
申し上げます。

本年も村職員が一丸となって、全力で
村づくりに取り組んでまいりますので、村
民皆様のご支援、ご協力を賜りますよう
心からお願い申し上げます。新春にあたり、
村民の皆様方の限りないご多幸と、
益々のご活躍ご健勝をご祈念申し上げます。
そして、新年のごあいさつといたします。



新年のごあいさつ

白川村議会議長 新谷保雄

明けましておめでとうございます。

平成26年の新春を健やかに迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。本年も皆様にとって、幸多い年でありますようお願いいたします。

日頃は、村議会に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の経済状況におきまして、「景気は穏やかに回復傾向にある」として、各種の政策に期待が高まってきておりますが、地方財政においては、依然として厳しい状況にあることは変わりありません。

昨年を振り返りますと、中国との尖閣諸島、防空識別圏問題、韓国との竹島の領土問題をはじめとするニュースがあるなか、一方では富士山の世界遺産登録、東京オリンピックの誘致の決定、2015年春の北陸新幹線開業、第1回白山・

白川郷100kmウルトラマラソン開催とうれしいニュースがあったのも2013年でした。

さて、白川村議会においても、新たな取り組みとして5月に二つの特別委員会を設置いたしました。その一つは、『企業誘致対策特別委員会』で少子高齢化が進むなかでの人口減少（1727人・H25・12・1現在）による危機感から、世界文化遺産の存続、単独村として生き残るための新産業の創出、企業誘致による人口増を目的とした委員会、もう一つは、『議会改革特別委員会』で議員報酬、議員定数、地域住民懇談会、議会のあり方等々についての検討、議会基本条例の制定を目指した委員会を設置しております。

東日本大震災から早や3年が経ちますが、近年、世界的な自然災害が頻発しております。フィリピンでの台風災害、伊豆大島での台風26号災害と多くの死者、

行方不明者も出ております。白川村においては、大きな災害はないものの、備えあれば憂いなしと、一昨年には白川村地域防災計画、昨年はハザードマップが作成され、防災行政無線個別受信機の更新も行われております。ゲリラ豪雨による災害や防災対策など身近な緊急課題につきまして、村議会といたしましても「安全で安心して暮らせる村づくり」を推進し、皆様の付託と信頼にこたえるべく、議員一丸となって日々精進してまいりたいと存じます。

どうか本年も村議会に対しまして、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、村民の皆様方にとって新しい年が、実り多い年でありますよう、議員一同、心からご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

村議会は「白川村企業誘致施策の促進を求める決議書」を村長へ提出

12月10日(火)～17日(火)第4回白川村議会定例会が行われました。議会では、意見書の提出の他、補正予算や各議案について審議され、全て原案どおり可決されました。また、定例会最終日には白川村企業誘致施策の促進を求める決議書が提出されました。

主な内容は次のとおりです。

□森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書の提出について

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。京都議定書目標達成計画で掲げられた温室効果ガス

排出削減義務の取組みを推進するためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

この意見書は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に提出しました。

□白川村過疎地域自立促進計画の変更について

高齢者等の保健及び福祉の

向上及び増進のため「外出支援事業」「介護手当支給事業」及び教育の振興のため「ふるさと博士認定業務」を追加し、同計画の内容を変更しました。

□世界遺産合掌造り集落保存協力寄附金徴収条例の一部を改正する条例について

世界遺産合掌造り集落保存のため、年度内に受け入れた保存協力寄附金を白川村世界遺産合掌造り保存協力基金として積み立てることなく、当年度事業の財源に充てることのできるように改正しました。

□白川村企業誘致施策の促進を求める決議書の提出について

白川村の人口は1960年代のダム建設をピークに減少の一途をたどっています。ここ10年間で約300人以上が減少し、現在は1,700人台を推移していますが、この

まま村の人口が減少を続け、少子高齢化がさらに進行すれば、村は単独村として生き残れず、市町村合併を視野に入れなければならぬ時代を迎えることとなります。平成23年3月に策定した白川村第6次総合計画では「新産業と6次産業の創出」、「企業誘致の推進や新村民の受入れ」などを積極的に展開し、受け入れ態勢を整備することを明確に打ち出しています。村議会は、企業誘致の第一歩として、平成25年10月、議会全員協議会において「ホテルを誘致することに賛成多数で決議」しました。村の6次産業化と企業誘致の積極的な推進や、受入れ環境整備を早期に実施し「雇用の場の確保」、「新村民の受入れ」、「村内に既存する製造・加工販売所等との連携」を具体化することによって、村を発展させる努力をしなければならぬと考えます。

白川村のあるべき姿を真剣に考え、企業誘致など実現に

平成25年度補正予算

- 一般会計 (第3回)
 - 増額： 6,720万7千円
 - 計： 34億1,335万6千円
 - 増額の主なもの： 民生費、商工費、土木費、予備費など
- 国民健康保険特別会計 (第3回)
 - 〈事業勘定・直診勘定〉
 - 歳入歳出の総額に変更なし
- 介護保険特別会計 (第3回)
 - 〈保険事業勘定〉
 - 歳入歳出の総額に変更なし

向け、毅然とした態度で決断し実行することを強く求めるため、この決議書を白川村長に提出しました。

一般質問

白川診療所移転について

(森崎議員)

Q、平成24年12月の荻町区大寄合において、荻町合掌造り集落内の交通対策に関わる議案が住民大多数の賛成のもと可決され、平成26年4月より年間を通じた観光車両の進入制限が決定された。この取組みを実施するに当たり、来訪

者の分散化及び、飲食店を利用する貸切りバス、また身障車両等の駐車スペースが必要であることから診療所の移転を含め、駐車場整備・運営を村に要望されたと認識している。現地点では、移転候補地が旧生徒寮跡地ということ以外の詳細は分からないのが現状である。診療所移転に向けたタイムスケジュール、診療所取壊しから駐車場の整備、新診療所の用地確保と建設予定、事業予算をお聞きしたい。また、新しく診療所を建設することによって、以前話題となった薬局の院外処方や白川・平瀬診療所の統合問題についても意見を伺いたい。

A、新診療所の移転先は、鳩谷地区の旧生徒寮跡地及びプール敷地の一部を含めた村有地に建設を予定しています。現在この場所に診療所の機能が納まるか検証を重ねており、建設規模・機能に支障がないことが確認でき次第、図面や詳細設計に取りかかり、早い時期に村民や議会に説明をさせていただきます。平成26年度当初予算に事業費を計上し、新診療所整備を進め、



平成27年度に診療所の取壊しを行い、その跡地にバスターミナルの整備を行います。また、院外処方については医科薬科大学が関連する施設整備の検討もありましたが、医薬分業は村の現状ではメリットが少ないことや、企業誘致関連で薬局を含めた店舗進出の話もあるため、新診療所と連動した院外処方の施設整備は行いません。診療所の統合については、現在の診療は90%以上が高齢者であり、福祉行政の立場から医師とも相談した結果、2か所で診療を行う

ことが望ましいと判断しました。当分の間、現状の診療を続けたいと考えます。

今後における白川村の観光戦略について (高桑議員)

Q、平成7年の世界遺産登録から東海北陸自動車道の全線開通に伴い、白川村民の観光産業従事者は飛躍的な伸びを見せ、今では村の主力産業となっている。中京圏の観光客層を中心に、順調な成長を遂げるも、リーマンショックによる景気の低迷、東日本震災による余波、ガソリンをはじめとした燃料代の高止まりは、観光産業において、負担となつて重くのしかかっている。今後、通過型観光地として定着感のある観光の見直し、平成27年開業予定の北陸新幹線を中心とした2次交通確立への国内戦略は非常に重要であり有効であると考えます。

①はじめに国内の観光客誘致に向けた取組みや誘客事業の活動に対して、地域おこし協力隊の発想力や企画力を期待しているが村の考えをお聞きしたい。

②次に白川産の米や加工品を積極的に使う事業者に対し

て、設備改装・備品整備などの借入金、利息補填等の優遇を図るべきだと考える。また、地産地消と販売網の早期確立も重要と考えるが意見をお聞きしたい。

③交通政策に関わる部分では、せせらぎ駐車場からの観光動線に外れる事業者の景気状況は低調で、観光動線の確立にひと工夫必要であると考えます。観光動線均等化に向けての考えをお聞きしたい。

A、①国内の観光客誘致はとても重要な事であると考えます。飛騨3市1村及び金沢市・白山市など近隣の市と連携した観光客誘致を進めることや観光協会とも連携し、東京・横浜・大阪・名古屋などに出向き宣伝も行っています。特に北陸新幹線開業に向けて東圏からの積極的な観光客誘致を進めたいと考えます。また、白川村には素晴らしい観光資源がたくさんあります。特に南部地域の自然資源をいかに活用していくのが重要であると考えます。地域おこし協力隊を南部地域に2名配置し、地域の皆さんとお話をしながら観光資源の発掘、活

性化につなげたいと考えます。

②地産地消を進めることは重要であると思いますが、事業者に対する利子補給や補助金は平等性に欠け望ましくないと考えます。村民皆さんに理解していただけるかたちで、6次産業化を進める支援ができないか検討します。また、白川郷ブランドを積極的に活用展開するため、元気な地域づくり推進委員会では特産品などを推奨するための議論を積み重ねています。地産地消に取組んでいる事業者を応援できるように考えます。

③平成26年4月から荻町地内の観光車両進入制限が本格的に行われます。せせらぎ駐車場中心の観光動線を分散化させるため色々取組んできましたが、有効な対策が無く現在に至っています。観光客は集落に一番近い場所に駐車したい心理もあるようですが、せせらぎ・弥陀島・寺尾駐車場、バスターミナル、展望台へのシャトルバスの運用方法を更に検討し観光動線の分散を図りたいと考えます。

新年度予算編成に係る取組みとその成果への考えについて

(松井議員)

Q、先般、第6次総合実施計画と当初予算編成資料に基づいて概要説明を受けた。普通建設事業計画によると、事業項目は約60箇所、総予算額は約11億円となっており取捨選択に至難な面があると推察される。具体的な編成作業に当たって、予算編成の基本的な方針・どの分野を重点的に予算投入し今後の村づくりを考えるか・新年度予算の目的的事业として何を指すのかお聞きしたい。また、平成25年度までの予算執行状況を踏まえて、新年度の予算編成への取組みをどう考えるか。

A、まず始めに村の財政状況についてお話をさせていただきますと、経常経費や事業の見直し、起債の抑制や繰り上げ償還などによって、実質公債費比率・経常収支比率は健全な値で財政運営が行われています。新年度に向けて、第6次総合計画、村長マニフェスト、行政改革大綱に基づき、喫緊な課題から順次進めていきたいと考えますが、過疎法が平成32年に終了するため、利用できる大型事業を着実に

進めるとともに、有効な補助事業確保に努めます。必ず実施したい事業として、防災行政無線デジタル化事業、白川診療所移転事業・学校プール改修事業・中学校体育館耐震化事業、旧荻町駐車場公園整備事業などを優先し、その他の必要事業についても精査しながら取組みたいと考えます。新たな観光戦略の面からも企業誘致を積極的に取組み、定住人口の減少を食い止めるための施策を第一に考えた村づくりを行います。

白山スーパードライバー林道を活用する
広域観光について(川田議員)
Q、白山スーパードライバー林道の利用
台数減少を打開するため、岐阜・石川両県で通行料金の値下げ合意がされた。これにより利用台数が増えれば広域観光の体制づくりが必要である。白山・白川郷ウルトラマラソン等イベントの相乗効果による観光客の増加案など来年度の計画についてお聞きしたい。また、通行料金の値下げは森林公社の収入に影響する可能性が高く、村への委託事業にも関係するのではない

A、白川村と白山市の観光都市協定の一環として、白山・白川郷ウルトラマラソンが開催され、1,500人を超えランナーが42都道府県より参加していただきました。ランナーからの評価も非常に高く、来年度も継続して開催する予定ですが、村での宿泊者は少なく経済効果の面で反省点があったと考えます。少しでも多くの経済効果が得られるよう大会の運営について各関係者と協議提案をしているところです。その他に、白山周遊キャンペーンプラチナルートによるPR活動や平成27年度の北陸新幹線開業に合わせた、全国公募による白山スーパードライバー林道の愛称変更などを行いながら、利用促進を目指し、広域での観光振興を図りたいと考えます。また、通行料金の値下げに伴う森林公社の赤字部分は、岐阜県が補填する話を伺っています。よって、白川村の委託事業への影響はありませんが、確定した話ではないので再度岐阜県、森林公社と協議したいと考えます。

道路交通法改正のお知らせ

無免許運転などの罰則が強化されました

道路交通法が一部改正され、新しい罰則などが盛り込まれた道路交通法が施行されました。12月までに施行されたものについて皆さんにお知らせします。

◇「無免許運転」の厳罰化◇

・無免許運転と免許証の不正取得の罰則を引き上げ ・無免許運転を容認、助長する行為に新罰則
「無免許運転」、「自動車の使用者等が無免許運転を命じたり容認」、「運転免許証を不正に取得」すると

..... **3年以下の懲役または50万円以下の罰金** **改正**

「無免許運転のおそれがある者に自動車・原付を提供」すると

..... **3年以下の懲役または50万円以下の罰金** **新設**

「運転者が無免許であることを知りながら、自動車・原付に乗せてくれるよう運転者に要求して同乗」すると

..... **2年以下の懲役または30万円以下の罰金** **新設**

◇自転車に新ルール◇

・自転車が道路の路側帯を通行するときは、左側の路側帯を通行するルール等が新設されました

その他にも新规定が段階的に施行されます。交通ルールを守り、世の中から悲惨な交通事故をなくしましょう！